

# 琉球大学学術リポジトリ

陪審制における「地域社会の価値観」の表現の抑制：  
「法の入れ知恵（リーガル・プライミング）」がいかにして人々の思考を体系的に変えているか（その1）

メタデータ	言語: 出版者: 琉球大学法文学部 公開日: 2008-05-09 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: レビンソン, ジャスティン D., 武田, 昌則 (訳) , Levinson, Justin D., Takeda Masanori メールアドレス: 所属:
URL	<a href="http://hdl.handle.net/20.500.12000/5871">http://hdl.handle.net/20.500.12000/5871</a>

# 陪審制における「地域社会の価値観」の表現の抑制： 「法の入れ知恵 (リーガル・プライミング)」<sup>1</sup>が いかにして人々の思考を体系的に変えているか (その1)

ジャスティン D. レビンソン<sup>2</sup>

翻訳 武田昌則

## 第0章 はじめに (翻訳者より)

陪審制度は、様々なコミュニティの価値観を取り入れた意思決定過程であるとされていながら、実際には、陪審制度を通じて、法という強力な一つの文化が、地域社会を含めたコミュニティにおける意思決定を体系的に変容させているのではなからうか。これから紹介するレビンソン教授の論文の主旨はまさにその点にある。法律家や法学者にとっては、これまで指摘されていない斬新な視点が、陪審という伝統的な制度の研究を通じて、心理学の分析手法を交えて展開されており、大変興味深い内容となっている。今回はその前半のみを翻訳

---

<sup>1</sup> 「法の入れ知恵 (リーガル・プライムあるいはリーガル・プライミング)」という言葉は、本稿で用いられているように、人々に陪審で務めさせることが、いかにして法に関する知識の体系や黙示的な理論の束を与えることになるかについて述べたものである。これらの知識の体系が「法文化」や「法領域」を構成し、それが今度は意思決定のプロセスに影響を及ぼすようになるのである。私は、3で詳論するが、「入れ知恵」と「法文化理論」の双方の心理学的な基礎について論じるものである。

さらに、本稿ではしばしば、「文化」という観念について、陪審員の文化的な環境としての文脈だけでなく法がそれ自体として文化を形成しているという文脈でもこれを用いている。文化をもっとも明確に定義するとすれば、「社会において継承され、様々な人生のあり方を区別するところの、何が真実で、善良で、美しく、効率的であるかについての地域社会特有の概念」ということができよう。

<sup>2</sup> ハワイ大学ロースクール准教授

して紹介するが、裁判員制度の導入が間近に迫ったわが国においても、大変示唆に富む研究であろう。

## 第1章 序論

米国の法制度は、陪審に意思決定権限を委ねることにより、地域社会の価値の表現が法的な決定に取り込まれることを想定している。この想定は、意思決定において地域社会の基準が莫大な恩恵となることを認めながらも、陪審員としての義務が市民に及ぼす力強い認知的な影響力を考慮していない。陪審の意識決定における「法」の観念は、地域社会の価値観のチャンネルとしてではなく、地域社会の経験を叩き潰し、多様なバックグラウンドの役割は一つの法文化という共有された観念にとってかえてしまうような力強い文化的な軸をもたらしている。本稿は、市民を陪審として行動させるだけで地域社会の良心に変化を与え、おそらくは意思決定における多様性の役割をも変えてしまったことを示す理論及び実証的な論拠を紹介し、法の文化的な影響力を検証するものである。

法は、我々の文化の力強い側面の一つであり、それ自体として文化的な価値観を有するものであるから、人々を、陪審という法的な状況に置くことは、彼らの文化的な状況を変え、彼らが考え決定する方法を変えてしまうような、無意識かつ暗黙の信念の型を作ることになる。結果として、陪審員が地域社会の基準を陪審に持ち込むという前提は現実にそぐわないことになるのである。同様に、文化的な多様性が法にかかわる場面での意思決定においても正確に反映されるとする想定は、法によって創られた文化的な事情を無視するものである。単に市民に陪審を務めさせるだけで、彼らが状況を認識し決定を下す方法を体系的に変えてしまうのである<sup>3</sup>。我々の社会において陪審が重要であることは基本的なことであるが、社会における法体系がどのように一般の人々の意思決

定に影響を及ぼしたかということは、これまで顧みられることはなかったのである。

芸術家や会計士が陪審義務のために招集され、事実が法的な文脈に置かれると、意思決定のプロセスは、常識的な地域社会の価値観から、依然として明確ではないものの強力な法体系という共有された観念へと移動していくのである<sup>4</sup>。陪審制度は、地域社会の価値観を変えるだけでなく、陪審員たちによる他の文化的な影響力に挑戦し競合するような法文化の力を引き起こすのである。最悪の場合、そのような競合により、少数派である地域社会の構成員が、全体社会の多数派のように思考するようになるのである。おそらく、そのような文化変動力が、一見近視眼的にみえた「合理的な人間」のアプローチを、多様な人々が同じように法的な意思決定を行うという不幸な真実に近づけるのである。つまり、この陪審員の意思決定が多様な経歴や経験をもつ人々の間で代替可能であるという理論をもっとも強く支えているのは、法的なプロセス自体がこの代替可能性を作り出しているからなのである。

法の入れ知恵が活気に満ちた文化的な多様性から、文化的な背景と法的な標準との混合という未知の混合体に移行することにより、少数派の地域社会の構

---

<sup>3</sup> 同様に、模擬陪審の体験の場面では、調査対象者に対して陪審員として行動するように要求することにより同様の効果がもたらされる。模擬陪審研究は陪審の意志決定プロセスを理解するためにはもっとも一般的な研究である。そのような研究において、調査対象者たちは、陪審員のように行動するように要求され、法的な手続に相応した決定を下すように要求されるのである。

<sup>4</sup> 陪審の決定の重要性はまた、陪審員らによる決定に対する注目を際立たせることとなる。そのような際立たせられた注目により創られる意思決定の変化は一般的には望ましいものである。しかし、文化的に陪審員たちをテレビその他のメディアを通じたコミュニケーションにより思考するように追い込んで行くことは危険である。NORMAN, FINKEL, COMMONSENSE JUSTICE, JUROR'S NOTIONS OF THE LAW 72-73 (1995). FINKEL が検証したところによれば陪審員の初期的な知識の供給源はメディアであり、それゆえに陪審員たちの初歩的な知識の表明は正確というのは程遠いことを指摘している。そのような表明には、センセーショナルな犯罪記事の過度の描写など、一般的な偏見の活性化が潜在的に存する。偏見の流布におけるメディアの役割についての更なる議論については、Jerry Kang, Trojan Horse of Race, 118 Harv. L. Rev. 1489 (2005).

成員による彼ら自身に対するものも含めて、全ての人による無意識の差別が起こり得ることとなるのである。それは、法によって創られ共有された知識の体系の力により、法の入れ知恵が、陪審評議室において、法についての社会の否定的な偏見とともに、法と正義についての主流的な見方を引き出すからである。要するに、2つの効果が生じているのである。第1に、法の入れ知恵が地域社会の標準を法制度についての共有された文化的な標準に近づけているのである。第2に、文化心理学上の研究により立証されてきたところの、様々な文化をもつ地域社会に備わっていた意思決定のプロセスが法的なプロセスに取って代わられているのである。

本論文の構成は次のとおりである。第2章では、陪審における地域社会の価値の役割と重要性について、その役割の背後にある政策も含めて、簡潔に論じてみたい。そこでは、法が、多様性が意思決定にインパクトを与えるという想定を受け入れ、陪審の評決に対する文化的多様性のインパクトについての合衆国連邦最高裁の対立する歴史的な見方を形成してきたのかどうかという具体的な問題の検討から開始する。次に、文化的な多様性と意思決定の間の密接な関係を説明するために、第2章では、文化心理学においてなされつつある、文化が思考に対して強大な影響を及ぼすことを示す研究について論じる。第3章では「知識としての文化」という観念により生成された「文化としての法」という現象の基礎をなしている心理学的な基礎と理論について説明する。そこではさらに、法の入れ知恵についての心理学的な研究を詳述し、陪審制度がそのような法の入れ知恵としてどのように機能するかを論じる。第4章では、まず、地域社会の価値と法についての研究、とりわけ法の想定するところと人々の思考とのギャップを明らかにする研究について検討する。それから、そのような研究において、独特の知識体系が地域社会の価値と法を架橋しようと試みてきたという想定がなされていることに注目したい。次に、文化的な多様性に対する法の入れ知恵のインパクトについて、特にこれまでおこなわれてきた陪審や

模擬陪審についての研究により、これを調査する。これらの研究が総合的に検討された結果、文化的な相違がしばしば法的な意思決定におけるよりもそれ以外の通常的意思決定においてより強力な役割を演じるのかという疑義が生じることとなるのである<sup>5</sup>。第4章では、筆者が最近行った、「文化としての法」理論を直接的に検証するための実証的な研究結果について述べる。この研究により、通常の人々を陪審員として「入れ知恵」することが様々な状況における意思決定のプロセスと判断を体系的に変えていくことが明らかとなったのである。第4章は法の入れ知恵についての研究が将来に示唆するものに注目し、潜在的な解決策を論じ、結びとしたい。

## 第2章 陪審と地域社会の価値観

「陪審の正当性は、いつの時代も、それが地域社会の良心を公正に表明する資格を有することに存してきた。」 - ジョン・ファン・ダイク<sup>6</sup>

米国社会における陪審の基本的な重要性は、法学者と連邦最高裁の両方から吹聴されてきた。この点、連邦最高裁は、陪審が市民権において必要不可欠な役割を果たすことから始まり、様々な役割を果たすことの重要性を強調してきた。さらに合衆国最高裁は、陪審に選ばれた市民が、決定が偏りなく独立した方法で行われたという公的な信頼を浸透させ、陪審員たちがその決定の中に地域社会の価値を表していることを強調してきた。これらの説明は全て、陪審員たちが法で動く機械ではなく、その決定に地域社会の価値をもちこんでいることを想定するものである。

<sup>5</sup> 本論文においては、個人的な意思決定の違いに焦点をあてている。グループでの意思決定は陪審の領域においては明らかに関連性をもつ。しかしながら、文化と意思決定を調査する心理学的な研究は、個人的な違いにのみ着目する傾向がある。研究成果を比較する上で、私も同様なアプローチをとったものである。

<sup>6</sup> JON M. VAN DYKE, JURY SELECTION PROCEDURES, OUR UNCERTAIN COMMITMENT TO REPRESENTATIVE PANELS 9 (1977).

法学者らは陪審の意思決定における地域社会の規範の重要性を強調する。カルヴェンとゼイセルは陪審の評議の自由と裁量は地域社会の価値観に対して法が意識的に好意的な態度を示していることを指摘した。ジョナカイトは陪審の機能は地域社会の価値を法的なプロセスに注入する事であると指摘した。グッドパスターは陪審が地域社会の規範を意義深く提示し、地域社会の良心・価値・文化を陪審制度に持ち込んでいると主張した。フリーランドは、「地域社会の価値を備えた陪審は、法を個別化することにより着実に紛争を解決する能力を有する。」と評した。ピバスは、陪審がギリシャ悲劇の「地域社会の良心」を合唱すると比喻し、陪審が「地域社会の道德規範を決定に適用する」ことを示した。これらの記述は、陪審の判断における地域社会の価値の基本的な役割を力強く強調するものである。

しかし地域社会の価値はいったいどのくらい合衆国連邦最高裁の目に留まったのであろうか。その大部分が文化的な多様性と自由によって定義される国において、一般人は地域社会の価値についての法律上の概念が、法的な判断において多様性の重要性を認識していることにより自動的に多様性を取り込んでいると考えるかもしれない。しかし歴史的には、合衆国最高裁は、意思決定における地域社会の価値の役割が具体的に文化的な多様性を形成しているかどうかについての決定については慎重な判断を続けている。陪審における文化的多様性の役割についての包括的な分析において、ナンシー・マーダーは、連邦最高裁が2つの鮮やかなアプローチをとったことを述べた。レーンキスト判事により示された「合理的人間説」は市民たちが陪審員と同様に代替可能であることを想定している。つまり、陪審員たちは人種や性別により陪審から排除されないように保護されているものの、「合理的人間」という説は個々の陪審の決定が陪審員の多様性により影響を受けないことを意味している。さらに具体的には、この見方は、自分たちが誰であるかにかかわらず、合理的な人間たちは同じように判断を下すことを意味する。

反対説である「文化的な多様性説」は、異なったバックグラウンドの人々が陪審の異なった側面に貢献しているとの想定により、意思決定における多様性の役割を取り込んでいることを示唆するものである。この説はデュー・プロセスの文脈でマーシャル判事により提唱され、地域を公正に代表する陪審の文脈でホワイト判事により提唱されたものである。ピーターズ対キフ事件でマーシャル判事が述べたところによれば、「地域社会において何らかの大きく明確な要素が陪審制度から除外されるのであれば、未知でありおそらくは知ることのできないようは範囲において、陪審から人間性や人間の経験の多様性を奪う効果が生じることとなる」のである。マードーによれば、かかる多様性によるインパクトは未知のものであるとしても、陪審から黒人や婦人のような特定の集団を除外することは、その地域の構成員の意見や観点を奪うことになることは明白であることになる。

連邦最高裁の多数意見に「文化的な多様性」を持ち込んだという説の歴史的な発展にもかかわらず、実際的な理由から、小陪審に多様性の論理を適用するまでには至っていない。連邦最高裁が小陪審の多様性の要件の現実のあり方について懸念を示すことは理解できる。しかしそのような懸念は、陪審に関する実証的な研究とりわけその研究が陪審制度についての様々な基本的な想定を試すものであるときは、その重要性を否定することにはならない。また、そのような懸念は、社会学者たちが文化が人間の思考に及ぼす影響について研究することを（とりわけ法に関連しない面においては）妨げることにもならない。そのような社会学者たちは、法律や陪審が関係する文化的な意思決定に焦点を絞るわけではなく、法が地域社会において意義を有する場面における文化の影響力を調査してきたのである。この実証的な研究は文化心理学の領域で現れ、意思決定がどのように生活体験に関連しているかを説明することに貢献してきた。文化心理学者は、「文化的な地域社会に均一に配分されないような多数の点において人間の心が形成され、明確な意味が与えられる」ことを研究しているの

である。つまり彼らは、とりわけ、文化が思考にどのように影響を及ぼしているかを研究しているのである。

文化心理学者たちは、白人と黄色人種を比較した数多くの研究を通じて、様々な世界の文化の中で、判断に寄与している主な文化的な相違を明らかにしてきた。研究が示してきたところでは、白人は人間の行動を内在的かつ安定的な特性で述べる傾向があるのに対して、黄色人種はより状況的で流動的な性格に焦点を置く傾向があるとのことである。つまり、彼らは同じ出来事が起こる理由を別個に説明するのである。例えば、モリスとペンは、アメリカ人たちと中国人らが、ある大量殺人をどのように説明するかを調査した。彼らの発見したところでは、アメリカ人たちは殺人の理由を殺人者の属性（悪性格や狂気）に求めたのに対し、中国人らは殺人の理由をより状況的な特徴（ストレスや悪環境）に求めたとのことである。文化心理学の多くは世界中の文化的な地域社会の心理学的な相違に焦点を当てているが、学者たちは、例えば黒人、ヒスパニック、アジア系アメリカ人、インディアンといった米国人の中での主な文化的な相違をも見分けてきた。このような研究が示すところによれば、異なった文化を持つ地域社会の構成員は、それが米国内のことであっても全世界にまたがることであっても、相互に関連する世界を体系の面でも予測の面でも異なったように知覚するとのことである。

異文化にまたがった地域社会の意思決定についての心理学の知見に照らせは、陪審の意思決定において多様性が全くあるいはほとんど機能していないとすれば驚くべきことであろう。つまり、科学的な研究が示すところでは、意思決定は文化の違いによって往々にして違ってくるのである。もし法的な意思決定がそのような相違を示さなかったり、あるいは地域社会の場面と法にかかわる場面で相違の質が異なったりするのであれば、その理由を決定するための調査の対象は法的なプロセスに向けられなければならない。

### 第3章 「プライム (筆頭要因)」としての陪審の心理学的なベース

ここまで本稿は、陪審が地域社会の規範をその意思決定に取り込むとの想定について述べ、陪審の意思決定における多様性の役割についての様々な見解に注目し、法の世界の外での意思決定における文化の役割について論じてきた。さらに法の文化的な影響力と法の入れ知恵についても言及してきた。ここでは、法が文化的な筆頭要因として意思決定に変容させているとの私の主張の心理学的な基礎について調査し説明する。

法の入れ知恵は法についての俗説が社会の構成員に伝播されたときに生じる。このような俗説は世界についての明白な知見と暗黙の理論で構成され、社会の構成員の推論と判断のプロセスに直接的な影響を及ぼすのである。暗黙の理論は文化・性別・民族・職業・国籍等に基づく様々な種類の共同体の構成員に共有されるところの、想定と方法論というおなじみの組み合わせとともに現れる。

心理学者らが近時に発展させた概念の枠組みによれば、文化により影響を受けた判断の形成を「理論因襲」の一部であるとしている。「知見因襲」としても知られる「理論因襲」とは、文化の作用をある集団の構成員により把握される明白な知見と暗黙の理論の組み合わせと捉えるものである。この知見と暗黙の利理論が、環境的な影響によりもたらされる文化的な領域を形成する作用を営むのである。この文化的な領域は推論において支配的な役割を果たし、特定の状況下で引き起こされる他の理論的な枠組みを導いたりもするのである。このようにして、知見が文化として作用するとき、明白な知見と暗黙の理論の共有がもたらされるのみならず、その文化の中にある人々が推論し決定を下すために使う精神的な道具のうちどれを選択するかを助けることにもなるのである。

法的な文脈を離れたところでは、理論因襲は、文化的な力が何ゆえいかにして生じ、作用するのかを説明する手助けをしてくれるものである。国籍と民族に基づく文化的な領域に加えて、心理学者たちは、物理学、生物学、社会学、

心理学などの文化的な領域を特定してきた。しばしば、心理学者たちはこれらの領域が他の文化的な特性と一緒に機能することに関心を持っている。例えば、領域としての物理学についていえば、ペンとノウルズが示したところでは、物理学上の暗黙の理論は民族文化が筆頭要因となる事を通じて変容させられるのである。彼らの理論化したところでは、人々が物理学について把握している俗説は、西洋人はより物に焦点をあてて理解するのに対し、東洋人はより文脈に基づいた見解を把握するのである。彼らは、米国人や中国人に一般的な物理学の特性について尋ねる前に、文化的な特性を入れ知恵しておくことにより、文化的な入れ知恵が物理学についてのことになった暗黙の信念をひきおこすことを発見したのである。その発見したところに基づき、ペンとノウルズは、文化的に浸透した俗説の影響は社会的な出来事理解を超えて広がるという仮説を唱えたのである。

他の研究は、文化が思考のプロセスにいかに関与し、影響を及ぼすかを述べるにあたって知識体系と暗黙の信念を調査してきた。よく知られた心理学の論文において、ニスベットとその共著者たちは、思考の普遍性に関する一般的な想定に疑問を投げかけ、次のように、多数の基礎的とされてきた認識のプロセスがいかに実際には文化的に影響を受けやすいものであるかを述べている。「形而上学、認識論、認識のプロセスは相互に依存しつつ思考の体系を補強し、ある一つの刺激となる状況が往々にして文化ごとによりことになったプロセスを生じさせるのである。」と。彼らの文化的な習得と知覚についての見解を要約すると、ニスベットとその共著者たちは、認識のプロセスを、文化的な状況において「実用的な問題」の中で生じるものと述べている。この、文化的な状況における「実用的な問題」が文化の中の構成員が知らずに彼らの認識に取り込んでいる「思考の道具」を形成するのである。

法に戻ってみると、理論因襲は、知識の体系つまり法についての共有された暗黙の信念がいかにしてそれ自体の文化的な影響力を創造するかを明らかにし

てくれる。アメリカの社会において、法は、権力や唯一性やほとんどすべてのアメリカ人に影響を及ぼすような共有された表現を示している。日常生活は刑事、不法行為、契約といった法のかたまりにより規制されている。市民が法の力に影響されることなく行動することはめったにない。市民たちは、継続的に法の傘のもとにあるにもかかわらず、法について常に意識的に考えているわけではないのである。つまり、人々は法の支配を意識しそれに依拠して生活していながら、継続的なベースとして法について考えたことがないというわけである。

一たび暗黙の信念の体系や深く浸透した文化的な理解が特定されると、いかにして、そしてどのような場合にそのような文化的な理解が引き起こされるのかが明らかにされなければならない。たとえ法が判断に影響を及ぼす唯一の資格を備えた文化的な領域であるとしても、法文化が入り知恵されず、発動されていなければ、地域社会の構成員が法の文化的な影響にさらされることはないのである。法の領域についていえば、人々を陪審につかせることが（実証的な研究によれば、模擬陪審につかせることも含めて）法に関する知識の体系と暗黙の理論を入れ知恵することになると言える。陪審のプロセスは自然的に生じる入れ知恵であるという意味において、ここでいう入れ知恵は科学的な語法でのそれとは少し異なる。実証的な意味において、入れ知恵とは、変化しうる基準の中で、研究参加者に内的な着実さを受動的に創造するような、研究者による意図的な状況の操作を意味する。例えば、クロード・スティー爾とジョシュア・アロンソンが発見したところによれば、標準的なテストを受けさせる前に人種的な特性を入れ知恵された黒人学生、つまり、テストを受ける前に人種についての項目にチェックを入れた黒人学生は、正答数が減り、一つの質問の解答にかかる時間が長くなり、入れ知恵がされていない場合よりも成績が悪かったのである。

社会心理学者たちは入れ知恵にいくつかの異なったタイプがあるとしている。

個々の入れ知恵のタイプは、無意識の思考、感覚、行動における環境事象の予期しない結果にかかわっている。一たび入れ知恵が機能すると、往々にして制御できないはずの人に受動的な影響を及ぼすことになる。

市民が陪審としての義務を果たすより前に、法的な入れ知恵は完全に作動している。次の連続する出来事を考えてもらいたい。ある婦人が陪審の召喚状を郵送で受け取ったとする。彼女は裁判所に電話して自分が陪審に召喚される日を知る。召喚日に彼女は裁判所に着き、X線検査の機械をとおり、アンケートに回答し、いくつかの法廷を歩き回り、裁判官、原告、被告、弁護士らに会うことになる。そこで彼女は陪審員の選定手続に出ている事に気づく。彼女は陪審席に着く前に両当事者そして裁判官からの質問を経験する。この時点で、彼女は法文化の規範に継続的にさらされた数時間を過ごしていることになる。それから彼女は正式審理を経て、代理人弁護士、裁判官、証人らが、陪審の下さなければならぬ決定について語る全てを聞くことになる。この陪審員の経験を実証心理学の典型的なシナリオと比較してみると、陪審員が入れ知恵される経験は、知識の体験と暗黙の信念が決定に影響を与えるに必要な範囲を遙かに超えている、心理学における典型的な入れ知恵は、参加者に面割りをさせる前に知っている人の顔を一瞬示すといったようなものである。あるいは、偏見についての調査で、上記の試験調査のように、民族についてチェックさせるようなものである。

法的な文脈においては、この入り知恵活動の起点はおそらく市民が召喚状を受け取った時点で求められるであろう。正式審理が終了し陪審が評議室に戻るまでに、彼女が遭遇した法についての社会的な観念は活性化されるのである。法の入れ知恵は、彼女が法廷に入った時点で完全な効果を伴って生じるのです。

部屋に入ることや、ある特定の方法でストーリーを組み立てる事自体は、通常は知識の体系と暗黙の信念の強力なセットを入れ知恵するようなものではない。われわれの社会において法がそのような入れ知恵を引き起こすのは、法に

固有の性質である浸透性によるものである。それは、夜のニュースや、映画や、新聞や、雑誌や、インターネットであったり、そこで見かけた弁護士であったり、聞いた話であったりする。それは繰り返され、避けることはできず、市民の活動に重要であることが広く知られているのである。加えて、法は独特の規範と理念のセットをもって活動する。この、法にもつ理念のセットが、その様々な伝達過程において伴われる偏見とミックスされ、陪審の環境においては、個々の陪審が有していた既存の価値観や経験と衝突するのである。

次に述べるとおり、実証的な証拠は、間接のものであろうと直接のものであろうと、法の領域が意思決定における地域社会の価値観を体系的に変容していることを示している。

(以下、その2に続く)